

### (3) 評価の規準

#### 改訂版 福井県レッドデータブックのカテゴリーと判定基準

<p><b>■ 県域絶滅</b></p> <p>・ 福井県内で野生では絶滅したと考えられるもの</p>
<p>過去に福井県に生息・生育したことが確認されているが、福井県において野生ではすでに絶滅したと考えられる種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>(1) 信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。</p> <p>(2) 信頼できる複数の調査によっても、生息・生育が確認できなかった。</p> <p>【情報量が少ないもの】</p> <p>(3) 過去 50 年間前後の間に、信頼できる生息・生育の情報が得られていない。</p>
<p><b>■ 県域絶滅危惧Ⅰ類</b></p> <p>・ 絶滅の危機に瀕しているもの</p> <p>・ 現在の状態をもたらした圧迫要因が引続き作用する場合、野生での存続が困難なもの</p>
<p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>(1) 既知のすべての個体群で危機的水準にまで減少している。</p> <p>(2) レッドデータブック第 1 版（注）以降の減少率が 50%以上ある。</p> <p>(3) 既知の生息・生育地が 1～2 箇所である。</p> <p>(4) 既知のすべての生息・生育地で、生息・生育条件が著しく悪化している。</p> <p>(5) 既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</p> <p>(6) ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。</p> <p>【情報量が少ないもの】</p> <p>(7) それほど遠くない過去（30 年～50 年）の生息・生育記録以後確認情報がなく、その後信頼できる調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。</p>
<p><b>■ 県域絶滅危惧Ⅱ類</b></p> <p>・ 絶滅の危険が増大しているもの</p> <p>・ 現在の状態をもたらした圧迫要因が引続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの</p>
<p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>(1) 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。</p> <p>(2) レッドデータブック第 1 版以降の減少率が 30%～50%である。</p> <p>(3) 大部分の生息・生育地で生息・生育条件が明らかに悪化しつつある。</p> <p>(4) 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</p> <p>(5) 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。</p>

### ■ 県域準絶滅危惧

- ・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
- ・種の存続への圧力は強まっていないが、存続基盤が脆弱と判断されるもの

分布域の一部において (1) ~ (4) のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがある種、もしくは (5) ~ (7) の理由から存続基盤が脆弱と判断される種

- (1) 個体数が減少している。
- (2) 生息・生育条件が悪化している。
- (3) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。
- (4) 交雑可能な別種が侵入している。
- (5) 食物連鎖の上位に位置する。
- (6) 個体群サイズが小さい。
- (7) 分布域が限られている。

### ■ 要注目

- ・評価するだけの情報が不足しているもの

環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には (1) ~ (4) のいずれかの要素）を有しているが、生息・生育状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種、もしくは国のレッドリストに選定されるなど全国的に減少し、今後の個体数変動や分布変化に注意を要する種

- (1) どの生息・生育地においても密度が低く希少である。
- (2) 生息・生育地が局限されている。
- (3) 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。
- (4) 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。

### ■ 絶滅のおそれのある地域個体群

- ・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

次のいずれかに該当する地域個体群

- (1) 生息・生育状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される種の地域個体群で、生息・生育域が孤立しており、地域レベルで見た場合、絶滅に瀕しているかその危険性が存在すると判断されるもの。
- (2) 地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているかその危険性が存在すると判断されるもの。

注：第1版（動物編）…1999～2001年に調査、2002年に発行  
第1版（植物編）…2001～2003年に調査、2004年に発行

## 環境省レッドリストの категорияと判定基準 (2013)

カテゴリー及び基本概念		定性的要件	定量的要件	
絶滅 Extinct (EX) 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 (注1. 以下同じ)		過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	—	
野生絶滅 Extinct in the Wild (EW) 飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種		過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態では存続しているが、我が国において本来の自然の生息地ではすでに絶滅したと考えられる種 【確実な情報があるもの】 ①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。 ②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。 【情報量が少ないもの】 ③過去 50 年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。	—	
絶滅危惧 T H R E A T E N E D	絶滅危惧 I 類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 ⑤それほど遠くない過去 (30 年～50 年) の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。	絶滅危惧 I A 類 Critically Endangered (CR) ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。 1. 過去 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間 (注 2. 以下同じ) を通じて、90%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。 2. 過去 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 3. 今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長期間を通じて、80%以上の減少があると予測される。 4. 過去と未来の両方を含む 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間において 80%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 B. 出現範囲が 100 km <sup>2</sup> 未満もしくは生息地面積が 10 km <sup>2</sup> 未満であると推定されるほか、次のうち 2 つ以上の兆候が見られる場合。 1. 生息地が過度に分断されているか、ただ 1 か所の地点に限定されている。 2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。

カテゴリ及び基本概念		定性的要件	定量的要件
絶滅危惧 T H R E A T E N E D			<p>C. 個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 年間もしくは 1 世代のどちらか長い期間に 25%以上の継続的な減少が推定される。</li> <li>成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> <li>50 以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</li> <li>1 つの下位個体群中に 90%以上の成熟個体が属している。</li> </ol> </li> <li>成熟個体数の極度の減少</li> </ol> </li> </ol> <p>D. 成熟個体数が 50 未満であると推定される個体群である場合。E. 数量解析により、10 年間、もしくは 3 世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が 50%以上と予測される場合。</p>
		<p>絶滅危惧 I B 類 Endangered (EN) I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。</p>	<p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>過去 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、70%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。</li> <li>過去 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> <li>今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長期間を通じて、50%以上の減少があると予測される。</li> <li>過去と未来の両方を含む 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間において 50%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> </ol> <p>B. 出現範囲が 5,000 km<sup>2</sup>未満もしくは生息地面積が 500 km<sup>2</sup>未満であると推定されるほか、次のうち 2 つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生息地が過度に分断されているか、5 以下の地点に限定されている。</li> <li>出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。</li> <li>出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</li> </ol>

カテゴリ及び基本概念		定性的要件	定量的要件
絶滅危惧 T H R E A T E N E D			<p>C. 個体群の成熟個体数が 2,500 未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 5 年間もしくは 2 世代のどちらか長い期間に 20%以上の継続的な減少が推定される。</li> <li>2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 250 以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</li> <li>ii) 1 つの下位個体群中に 95%以上の成熟個体が属している。</li> </ol> </li> <li>b) 成熟個体数の極度の減少</li> </ol> </li> </ol> <p>D. 成熟個体数が 250 未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、20 年間、もしくは 5 世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が 20%以上と予測される場合。</p>
	絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU) 絶滅の危険が増大している種現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリに移行することが確実と考えられるもの。	<p>次のいずれかに該当する種【確実な情報があるもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。</li> <li>②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。</li> <li>③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</li> <li>④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。</li> </ol>	<p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 過去 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。</li> <li>2. 過去 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> <li>3. 今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長期間を通じて、30%以上の減少があると予測される。</li> <li>4. 過去と未来の両方を含む 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間において 30%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> </ol> <p>B. 出現範囲が 20,000 km<sup>2</sup>未満もしくは生息地面積が 2,000 km<sup>2</sup>未満であると推定され、また次のうち 2 つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生息地が過度に分断されているか、10 以下の地点に限定されている。</li> <li>2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等について、継続的な減少が予測される。</li> <li>3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</li> </ol> <p>C. 個体群の成熟個体数が 10,000 未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間に 10%以上の継続的な減少が推定される。</li> <li>2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 1,000 以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</li> <li>ii) 1 つの下位個体群中にすべての成熟個体が属している。</li> </ol> </li> <li>b) 成熟個体数の極度の減少</li> </ol> </li> </ol>

カテゴリー及び基本概念	定性的要件	定量的要件
		D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が 1,000 未満と推定されるか、生息地面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。 E. 数量解析により、100 年間における絶滅の可能性が 10%以上と予測される場合。
準絶滅危惧 Near Threatened (NT) 存続基盤が脆弱な種現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。	次に該当する種生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 a) 個体数が減少している。 b) 生息条件が悪化している。 c) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d) 交雑可能な別種が侵入している。	—
情報不足 Data Deficient (DD) 評価するだけの情報が不足している種	次に該当する種環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、カテゴリーを判定するに足る情報が得られていない種。 a) どの生息地においても生息密度が低く希少である。 b) 生息地が局限されている。 c) 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 d) 生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている。	—
絶滅のおそれのある地域個体群 Threatened Local Population (LP) 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。	次のいずれかに該当する地域個体群 ①生息状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される種の地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルで見えた場合絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。 ②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。	—

(注1) 種：動物では種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。

(注2) 過去 10 年間もしくは 3 世代：1 世代が短く 3 世代に要する期間が 10 年未満のものは年数を、1 世代が長く 3 世代に要する期間が 10 年を超えるものは世代数を採用する。